

金沢市産業振興資金取扱要領

1 目的

この制度は、市内中小企業の振興を図るため、店舗、事務所その他の事業所、共同施設及び福利厚生施設（以下「施設」という。）等の新增設等に伴う必要資金の融資を行うことにより、本市産業の振興に寄与することを目的とする。

2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

3 融資対象者

1年以上市内に本社事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする組合

4 資金の使途

金沢市内に設置する施設の新増設、改造、取得ならびに機械設備その他の関連設備の設置に要する資金とする。

土地の取得については、次のとおりとする。

- ① 工場用地は、都市計画法第8条に規定する工業地域、工業専用地域及び市長が特に認める地域とし、施設の新増設等とあわせて取得する場合を原則とする。
- ② 商店街振興組合、事業協同組合等が新設する駐車場及び駐輪場等並びにその他の共同施設の用地とする。
- ③ その他事業所の建設用地とし、施設の新増設等とあわせて取得する場合を原則とする。

5 融資の限度額及び返済期間

① 一般分

- 融資限度額 対象経費の4分の3以内の額^{*1}とし、限度額は1億円とする。
- 融資期間 13年以内^{*2}（ほかに1年以内据置）
土地の購入を伴う事業にあつては、15年以内

② 特別分（ホテル、旅館、料亭及び共同施設）

- ホテル、旅館については、旅館業法第2条第2項及び第3項に規定するもの及びこれに準ずる民宿とする。
- 融資限度額 対象経費の4分の3以内の額^{*1}とし、限度額は1億円とする。
ただし、市長が特に必要があると認めるときは2億円とする。
- 融資期間 13年以内（ほかに1年以内据置）
土地の購入を伴う事業にあつては、15年以内

③ 公害防除資金

- 対象事業
事業所または工場が、公害防除のための施設の設置または改善を行う事業要件
ア 施設の設置等により、法令に規定する基準に適合すること。

イ 公害紛争処理法の規定による指導または助言を行ったもので、施設の設置等を行うことにより、苦情の軽減または解消が見込まれること。

○ 公害防除の種別

- ・対象施設 大気汚染、振動、騒音、水質汚濁、悪臭または土壌・地下水汚染を防除することができる施設（廃棄物焼却施設(改善するものに限る)を含む。)
- ・土壌汚染対策

○ 融資限度額 対象経費の10分の9以内の額とし、限度額は1億円とする。

○ 融資期間 10年以内（ほかに1年以内据置）

6 融資条件

- ① 融資利率 別途、市長が定める
- ② 担保・連帯保証人 取扱金融機関所定の扱いによる
- ③ 償還方法 元金均等償還

7 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、融資申込書（別記様式その1又はその2）を事業着手前までに市長に申し込むものとする。

8 融資の決定

市長は、7に定める融資申込書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、資金の融資の可否を決定し、その旨を申込者及び金融機関に通知するものとする。

9 検査及び融資の時期

- ① 融資の対象となった施設の設置、物件の購入及び事業が完了したときは、精算書及び証拠書類の写しを添えて、その旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。
（別記様式 設置完了届）
- ② 市長は、9の①における諸手続きの完了を確認したときは、直ちに取扱金融機関に通知するものとする。
- ③ 9の②の通知を受けた取扱金融機関は、融資決定者に対し、速やかに貸付けを行うものとする。

10 融資の時期の特例

- ① 対象事業の実施のため、事業完了前に融資の実行を受けようとする者は、7に定める融資申込書に添えて資金計画書（別記様式）を提出しなければならない。
- ② 市長は、10の①に定める資金計画書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、貸付けの全部又は一部を当該対象事業の完了前に行うことを決定し、その旨を申込者及び取扱金融機関に通知するものとする。
- ③ 10の②の通知を受けた取扱金融機関は、すみやかに融資決定者に対し貸付けを行うものとする。

11 融資の報告

- ① 取扱金融機関は、融資を実行したときは、直ちに市長に報告するものとする。
（別記様式 融資実行報告書）

② 取扱金融機関は、別に定める様式により、6月末、9月末、12月末、3月末現在の融資残高を、各翌月の10日までに市長に報告するものとする。

12 融資対象の処分

融資の対象となったものは、融資金の全額を返還するまで、市長の認可を受けなければその運用を停止し、もしくは目的以外にこれを使用し、または譲渡、貸与、売却、設置場所の変更、改造その他の処分をしてはならない。

13 その他の事項

この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は当該条例等に定めるところによる。

※¹ 令和6年度の緩和措置：対象経費の3分の2以内の額 → 4分の3以内の額

※² 令和6年度の緩和措置：10年以内 → 13年以内